資源エネルギー庁		四五一人
特許庁	二、七七六人	
中小企業庁	一九五人	
合計	七、九四八人	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（電力・ガス取引監視等委員会事務局組織規則の一部改正）

第三条　電力・ガス取引監視等委員会事務局組織規則（平成二十七年経済産業省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（小売取引検査管理官、上席小売取引検査官、小売取引検査官、卸取引検査管理官、上席卸取引検査官及び卸取引検査官） **第五条**　取引監視課に、小売取引検査管理官一人、上席小売取引検査官五人、小売取引検査官五人、卸取引検査管理官一人、上席卸取引検査官四人及び卸取引検査官一人を置く。 2～7　［略］ （統括ネットワーク事業管理官、上席ネットワーク事業検査官、ネットワーク事業検査官、上席料金専門官及び料金専門官） **第六条**　ネットワーク事業監視課に、統括ネットワーク事業管理官一人、上席ネットワーク事業検査官六人、ネットワーク事業検査官三人、上席料金専門官四人及び料金専門官二人を置く。 2～6　［略］	（小売取引検査管理官、上席小売取引検査官、小売取引検査官、卸取引検査管理官、上席卸取引検査官及び卸取引検査官） **第五条**　取引監視課に、小売取引検査管理官一人、上席小売取引検査官五人、小売取引検査官五人、卸取引検査管理官一人、上席卸取引検査官四人及び卸取引検査官二人を置く。 2～7　［略］ （統括ネットワーク事業管理官、上席ネットワーク事業検査官、ネットワーク事業検査官、上席料金専門官及び料金専門官） **第六条**　ネットワーク事業監視課に、統括ネットワーク事業管理官一人、上席ネットワーク事業検査官六人、ネットワーク事業検査官六人、上席料金専門官四人及び料金専門官四人を置く。 2～6　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

資源エネルギー庁		四五三人
特許庁	二、七八八人	
中小企業庁	一九七人	
合計	七、九六三人	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条中経済産業省組織規則第二条の改正規定は、同年十月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　改正後の経済産業省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同条に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	平成三十年九月三十日までの間	四、五四六人

○国土交通省令第二十三号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、国土交通省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

国土交通省定員規則の一部を改正する省令

国土交通省定員規則（平成十三年国土交通省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。